

狭山リトルシニア野球協会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は狭山リトルシニア野球協会と称する。
- 第2条 本会の事務所は野球協会運営部事務局宅に置く。
- 第3条 本会は日本リトルシニア野球協会の趣旨に則り、硬式野球を通じて、野球技術はもとより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は第3条の目的を達成させる為の事業として以下の活動を行う。
- 1 日本リトルシニア野球の普及と指導・育成
 - 2 各種大会への参加
 - 3 土曜日、日曜日、祝日の練習または試合
 - 4 その他、市内での行事・目的達成に必要な事項

第2章 組織

- 第5条 本会は狭山市に本拠地を置き、狭山市およびその周辺市町の中学生を対象として組織する非営利団体である。
- 第6条 本会は、会長（球団代表）・副会長・審判部・事務局・会計・監査の運営部と、監督・コーチ陣の指導部と、父母会により運営する。
- 第7条 本会の入会は小学6年生（10月以降）から中学3年生（8月まで）とする。
- 第8条 本会の会員条件は、入団申込書を提出し、以下の費用を納入するものとする。
- 入会金 10,000円（入団時のみ。保険代、登録費含む）
- 会費 7,500円/月（グラウンド整備費1,500円含む。前月の最終土曜日に集金）
- 保険代・登録費 4,000円/年（2年目より。1月最終土曜日に集金）
- 2 会費は3年生の8月まで納入することとする。3年生の9月から翌年3月までは自由参加とし、その間の費用は無料とする。
- 第9条 本会の会員は自己退会する場合、事前に運営部に退会届を提出して、退会することができる。
- 第10条 本会は、会員が以下の項目に該当する場合、退会させることができる。
- (1) スポーツマンシップに反し、本会の秩序を乱した場合
 - (2) 会費を3か月以上滞納した場合
 - (3) 会員の保護者が本会の秩序を乱した場合
 - (4) その他役員で決議した場合
- 第11条 一度退会した会員の再度入会は原則認めない。

第12条 休会

会員が長期傷病、その他の理由により活動ができない場合、月会費 2,000 円を納めることにより、会員の資格を継続することができる。

第13条 本会は事業の円滑な運営を図るため、別紙父母会会則を作成し、事業活動に協力するものとする。その他、狭山市野球連盟の協賛を得ることができる。

第14条 父母会会則

別紙による。

第3章 役員

第15条 本会は次の役員を置く。なお、役員の変更については、役員会の承認をもって決定とする。

会長／1名 副会長／数名 事務局長／1名

会計／1名（監査、父母会会計兼務）

審判部／部長1名他数名 運営部／数名

監督／1名 コーチ／数名

父母会長／1名 父母会副会長／数名

第16条 役員任期

任期は1年とし、再任は妨げない。

第4章 会議

第17条 本会には次の会議を置く。

1 総会（定期総会、臨時総会）

2 役員会

第18条 総会は役員および父母会より構成され、本会の最高議決機関として、事業報告、決算、監査報告、役員承認、事業計画、予算審議、その他本会運営に関する件について議論する。

2 総会は、毎年会計年度初めに、会長が招集し、その議決は出席者の過半数とする。会員1名に対し1個の議決権とする。（委任も含む）

第19条 役員会は、第15条に規定する役員で構成し、総会に次ぐ議決機関として重要事項を審議、決定する。

第5章 会計

第20条 本会の会計は以下の収入により運営する。

入会金 会費 寄付金 育成会費 その他の収入

第21条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後、会計により資料作成し、監査の意見を付し、総会の承認を得なければならない。

第 22 条 本会の会計年度は、9 月 21 日から翌年 9 月 20 日までとする。

第 6 章 傷害保険・慶弔

第 23 条 本会の会員および役員は、傷害保険に加入するものとする。
(スポーツ安全協会傷害保険)

第 24 条 本会会員およびその親族ならびに役員・その他各種関連団体に対する慶弔は、以下のとおりとする。

- (1) 会員・役員の弔辞／ 10,000 円 (状況に応じ花輪類・弔電)
- (2) 会員の親族(一親等の同居に限る)の弔慰金／ 10,000 円
- (3) 会員・役員の疾病、活動中の事故、7 日間以上入院／ 5,000 円
- (4) 各種団体に対する慶弔／ 3,000～5,000 円

第 7 章 会則の変更・解散

第 25 条 本会則の変更は、役員会において決定し、父母会の承認を得なければならない。

第 26 条 本会の目的たる事業継続が不可能となり解散する場合は、その財産処分とともに役員会で決定し、父母会の承認を得なければならない。

第 8 章 その他

第 27 条 協会から父母会への補助については以下のとおりとする。

- (1) 遠征で観光バスを利用する場合は、費用の 1/3 を負担する。
- (2) 上記以外(父母会審判部の活動費、全国大会出場時など)で補助する場合があります。

以上